

## 下水道法施行令の一部改正等について（概要）（案）

下水道法の一部を改正する法律（平成17年法律第70号）を踏まえた、下水道法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案、下水道法施行令の一部を改正する政令案（仮称）の概要は次のとおりです。

### 1．流域別下水道整備総合計画及び高度処理に関する規定

- (1) 流域別下水道整備総合計画に、放流水の窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量についての終末処理場ごとの削減目標量（以下「削減目標量」という。）等に関する事項を定めなければならない公共用水域の要件を、
  - ・ 窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量に係る水質環境基準が現に確保されておらず、又は確保されないこととなるおそれが著しく、かつ、その水深、<sup>りん</sup>周辺の土地の地形等の自然的条件からみて、当該水域に排出される下水に含まれる窒素又は<sup>りん</sup>燐が滞留しやすい状況にあると認められることとします。（法第2条の2第2項第5号関係）
- (2) 高度処理終末処理場<sup>（1）</sup>の構造が満たすべき放流水の窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量に係る水質の基準を、
  - ・ 窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量に係る計画放流水質に適合する数値（少なくとも、窒素含有量について20mg/L以下及び<sup>りん</sup>燐含有量について3mg/L以下）とします。（法第2条の2第4項及び法第7条関係）
  - （1） 流域別下水道整備総合計画への記載により、他の終末処理場の削減目標量の一部に相当する窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量を削減することができる終末処理場のこと。
- (3) 法第2条の2第5項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場の設置又は改築に要する費用<sup>（2）</sup>についての国庫補助金の額を、
  - ・ 当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、当該区分に係る下水道の終末処理場についての現行の補助率を乗じて得た額とします。（法第31条の3及び法第34条関係）
  - （2） 他の地方公共団体が管理する終末処理場の削減目標量の一部に相当するものとして削減する窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量に対応するものに限る。

### 2．雨水流域下水道に関する規定

- (1) 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の構造の技術上の基準を、
  - ・ 当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の公共用水域の水位等に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすることとします。（法第2条第4号口関係）
- (2) 事業計画の変更のうち、認可を要しない軽微なものに該当しないもの（認可を要する変更）として、
  - ・ 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変

更  
を定めます。(法第25条の3第4項関係)

### 3. 事故時の措置に関する規定

- (1) 事故時の措置の対象となる物質又は油を、
- ・ 27種類の物質(カドミウム、シアンなど水質汚濁防止法施行令第2条各号に掲げる物質及びダイオキシン類)及び7種類の油(重油、灯油など水質汚濁防止法施行令第3条の3各号に掲げる油)
- とします。(法第12条の9第1項関係)
- (2) 事故時の措置の規定が適用されない場合を、
- ・ 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第2条第1号から第25号までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第12条の2第1項に規定する政令で定める基準に適合するとき
  - ・ 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第2条第26号に掲げる物質又は同令第3の3各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第12条の2第3項に規定する条例で定める基準に適合するとき
  - ・ 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第2条第1号から第25号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき
- とします。(法第12条の9第1項関係)

### 4. 公共下水道又は流域下水道の構造の技術上の基準

排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準として、

- (1) 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)には、覆い又はさくの設置その他下水の飛散を防止し、又は人が下水に接することを防止する措置が講ぜられていること
- (2) 地震等による地盤の変動により下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること
- を追加します。(法第7条関係)

### 5. 施行期日

- (1) 下水道法の一部を改正する法律は、平成17年11月1日から施行することとします。
- (2) 上記1.から3.までについては下水道法の一部を改正する法律の施行の日(平成17年11月1日)から、4.については平成18年4月1日から施行することとします。